

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	平成28年 7 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	平成28年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 351 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ()	四万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	平成28年6月28日(火)		
				会議時間	10時00分～11時45分		
出席委員	委 員 長	宮本 博行		欠席委員			
	副 委 員 長	上岡 正					
	委 員	宮崎 努					
	委 員	平野 正					
	委 員	今城 照喜					
	委 員	谷田 道子					
その他	委 員 外 議 員	西尾 祐佐					
執行部出席者	総務課長	遠近 良晃					
	地震防災課長	小松 一幸					
	企画広報課長	上岡 章人					
	企画広報課副参事	田能 浩二					
	財政課長	田村 周治					
	税務課長	大崎 健一					
事務局	事務局長	杉内 照代					
	総務係	山本 真也					
記 録							
平成28年6月定例会において、本委員会に付託を受けた議案5件、所管事項報告1件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

記 録

■委員長挨拶により開会。

●「第3号議案、専決処分の承認を求めることについて（四万十市税条例の一部を改正する条例（平成28年四万十市条例第29号）」は審査の結果、全会一致で、原案のとおり承認すべきものと決した。

【説明：税務課長】 28年3月31日付の地方税法の改正に伴い、4月1日から施行する必要があるため、専決処分したもの。内容は行政不服審査法の改正、独立行政法人の名称変更等改正されたものによるもの。（質疑なし）

●「第4号議案、専決処分の承認を求めることについて（四万十市税条例の一部を改正する条例（平成28年四万十市条例第30号）」は審査の結果、全会一致で、原案のとおり承認すべきものと決した。

【説明：税務課長】 28年3月31日付の地方税法の改正に伴い、4月1日から施行する必要があるため、専決処分したもの。旧3級品の製造たばこにかかるたばこ税の経過措置にかかる規定の法ずれ修正、又、様式等を変更する必要があった為、昨年27年6月議会で議決を受けた四万十市税条例の一部を改正する条例の未施行部分について必要な改正を行うもの。（質疑なし）

●分割付託を受けた「第5号議案、平成28年度四万十市一般会計補正予算（第1号）について」は審査の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

議出【説明：企画広報課副参事】 2款1項7目企画費の、シティプロモーション推進の財源更正、並びに産業振興推進総合支援2300万5000円は、国の地方創生に伴う支援制度として、地方創生推進交付金が新たに創設されたので、当該交付金を活用して事業推進を図るもの。当初予算で一般財源で計上していた、シティプロモーションへ交付金を充当するとともに民間業者の取り組みに対して産業振興総合支援総合補助金として交付金を財源とした補助金を交付するもの。

【説明：企画広報課長】 7目企画費の、地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成120万円の事業は、財団法人の地域活性化センターが行っているまちづくりなどへの助成支援事業があるが、市を介して申請を行っていた市内団体による助成事業の採択を3月中旬に受けている。助成金は市を通じて支出するというので、今回補正をするもの。助成対象団体は、「トランジット四万十」というところで、市内の移住者を中心に構成された任意団体です。具同相の沢にある空き地倉庫を改修して多目的に使用することが出来る活動拠点を設け、市民が幅広くアートにふれあい参加できる環境を整え、地域からの文化の発信とか、文化の交流とか、交流の場を作っていく活動を行うもの。活力のある地域づくりを目指す。移住者が中心となり、四万十市は何もないところと言われているが、移住者からみるとすべてのものがある。ないものは文化に関するものが少ないと感じているそうです。移住者の中で、首都圏でプロの楽器奏者であった方とかが中心となって四万十市に文化を根付かせて、四万十市はこういった文化が体験できるんだという発信をして、そういった趣向を持った移住者を呼び寄せていきたいと、そういう目的も持っている。

議入【説明：財政課長】 10款地方交付税の減額は、地方創生推進交付金が該当になったので、当初予算に単独市費で組んでいた事業に、その交付金をあてた関係で、地方交付税が2000万円ほど不用となったもの。

【質疑：平野正委員】 20款諸収入の雑入、農林水産業費91万6000円は、どこの分か。

【答弁：財政課長】 押谷地区の山地災害防止事業に対する地元の負担金です。

【質疑：今城照喜委員】 21款市債の八束保育所移転は、今年度でこの事業債はきれいと聞いたが。

【答弁：財政課長】 はい。そうです。

記 録

【質疑：今城照喜委員】この事業債は期限切れだが、今後の保育所の事業計画の中にあるんですか。

【答弁：財政課長】減債事業債はなくなるが、他の適正事業債を探します。

地方債の補正【質疑：今城照喜委員】もう少し償還の説明を分かりやすくできないか。

【答弁：財政課長】これは、予算の見方、作り方の難形なんですけど、借入先など協議して決めるということ。ただ自主財政の都合により、据え置き期間、借り入れ期間を短縮する。市の財政の都合により短縮するし、満期になるまでに繰り上げ償還することもできますよというもの。

●「第7号議案、平成28年度四万十市鉄道経営助成基金会計補正予算（第1号）について」は審査の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

【説明：企画広報課長】歳入、歳出全般に渡ってですが、県と幡多6市町村と四万十町、土佐くろしお鉄道の沿線の市町村等で、くろしお鉄道の経営助成を行っている。27年度の助成を行って、くろしお鉄道の収支決算が出ました。2億5000万円助成しているがこの助成を行うとなると約7000万円の黒字を生じる。この利益に対する法人税が課されるということになってくるが、運営資金不足によりまして助成をしているが、一方で利益が生じて課税されるというのは矛盾があるので今回、会社の利益が生じないで補助するように調整して、みあう金額7000万円については会社側からいうと借入金ですので返還を求めている。7000万円返還をしましたものを今年度の予算によりまして基金に積み立てをするもの。収入については雑入で、歳出は基金の積立金です。

●「第9号議案、四万十市一般職員の給与に関する条例及び国民健康保険診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例」は審査の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

【説明：総務課長】本年4月より、西土佐診療所の常勤医師が1名となったことから、西土佐地域の診療体制の確保を図るため、市民病院の医師が西土佐診療所の診療応援を行っている。今後も市民病院と西土佐診療所の間で診療の応援が必要であると想定される。又、両施設間の移動や慣れない別の医療機関での診療という特殊な勤務であることを考慮して、診療応援手当を新設するもの。

(質疑なし)

●「6/7の委員会における発言の一部訂正の申し出」

【説明：地震防災課長】八束地区の防災活動拠点基地整備の説明の中で耐震性給水設備の規模について上岡正委員より質問があり、その際、誤った答弁をしましたので訂正します。耐震性給水設備と言わねばならないところ、耐震性貯水槽と誤って発言し、規模についてもこれまで上下水道課が整備してきた耐震性貯水槽が60トンであったことから、この八束の耐震性給水設備も同じで60トンになるのではという発言をしました。その後、上下水道課に確認したところ、耐震性給水設備の規模は38トンということでありました。訂正をさせていただきたいと思います。

所管事項の報告

●「四万十市原子力災害避難計画」

【説明：地震防災課長】策定した「四万十市原子力災害避難計画」の概要について説明します。7月末に再稼働することが報道されている、伊方原発3号機の原子力災害を想定した避難計画です。経過については、資料のとおり時系列でまとめている。背景について述べると、本市の西土佐地域ですが

記 録

伊方原発から、最も近い県境で奥屋内に属します。約45キロということで、国の定めるUPZ、緊急防護措置を準備する必要がある、30キロ圏の外にあって重点区域外である為、法的には、UPZの策定義務はない。本市よりも伊方町に近い、たとえば愛媛県側の鬼北町、松山市などは避難計画の策定はしていない。県からの指導もないということ。安定ヨウ素剤等の備蓄も考えていない状況にはある。四国電力といたしましても、大変厳しい規制委員会の安全基準をクリアして地震、津波など通常自然災害に対しては万全の対策を講じている。しかし何事も100%ではない。人為事故やテロ行為等による事故が絶対起こらないという保障はない。さらには国の指針の中で27年の4月の指針の改定の前において、原子力発電所から半径50キロ圏の防護措置を実施する地域、PPA。このPPAの概念が示されていたことを踏まえて高知県としては、万が一の原子力事故を想定して、重点区域、30キロ圏に準じた対策の形で、県内50キロ圏にかかる本市と梶原町において、避難計画を策定する方針を示したところです。そのような背景から、市としても伊方原発再稼働までには万が一の事故に備えた避難計画を定めるよう意思決定をした経過があります。それ以外のことも経過には盛り込んでいます。かいつまんで説明すると、24.10.31、国が福島原子力災害を受けてこれまでの防災指針を見直し、原子力災害対策指針を制定している。以後5回見直し改正をしている。これを受けた県、市の動きとしては、計画の見直し等があって、伊方原発再稼働の動きとしては、27.7.15に原子力規制委員会が再稼働の前提となる、新規制基準を満たしたと認める安全審査の合格証となります審査証を正式に決定している。27.10.26には愛媛県知事が再稼働に同意し、同じく高知県知事も再稼働を容認している。県としては、今後、四万十市、梶原町と共同で実行時の避難計画を具体化させる方針というコメントをしている。又、市議会では27.12.11、一般質問で大西議員より、避難計画の策定の考えについての質問がありました。その時30キロ圏外であるため、策定の法的義務はないが、万が一の事故に備えて避難計画を策定するというにしている。できれば来春ともいわれている伊方原発再稼働までには計画を策定したいというふうに答弁をしております。その後計画策定に向けた勉強会を合計5回行っている。視察、又、市の防災会議でも意見をもらうなどして、28.6.23、市長決裁を得ている。以上が四万十市原子力災害避難計画策定についての今日までの経過です。避難計画の主な項目は、「第1章 本避難計画の趣旨」から「第6章 避難所の開設・運営等」まで定めている。

(別紙資料のとおり、説明を受ける)

計画の見直しについては、原子力災害対策に関する法令や指針その他の専門的・技術的ガイドライン等が改定された場合、適宜見直しを行う。また、各種訓練を通じて、避難計画の内容を評価し、必要な見直しを行うことで実効性を高めていくこととする。

【質疑：宮崎努委員】 距離の部分なのですが、奥屋内が対象になるということだが、それ以外は。

【答弁：地震防災課長】 距離的なことをいえば、奥屋内の1部が50キロ圏内にかかるが、市として計画を定める以上、奥屋内の部分だけを定めるのではなく、四万十市全域を避難計画の対象エリアとして定めていきたい。

【質疑：宮崎努委員】 奥屋内の地点、郵便局の地点が55.8キロで、それ以上、上に住んでいるのか分からないが、黒尊のあたりに、建物があってそこも50キロくらい。実際にこういう危険があるよという距離からいうと、いったい誰を対象にしたものなのか。四万十市全域というけれど、逆にいえば、モニタリングポストを西土佐に設置予定で場所は57キロ、一番近い西ヶ方が54.14キロ、これはモニタリングの対象外ですが。あとどこにあるのかなと考えたら高知県内では、西はここしか

記 録

いのか。ポストの位置を教えてください。

【答弁：地震防災課長】モニタリングポストについては県内で何ヶ所か設置している。四万十市は訓練校のところに設置している。他は梶原町、佐川町、高知市、本山町、安芸市で、県内6基設置。28年度にさらに梶原と四万十市西土佐地域に設置する。

【質疑：宮崎努委員】愛媛県は宇和島（37キロ）より南はないんですね。宇和島から西土佐用井までの距離の間で、誰がどういう判断をしてくれるのかな。それが気にかかる。モニタリングをみて、国と県が対応して連絡もらって避難してということが、今の時点で出きんのではないか。40から45キロのモニタリングポストもないし、愛媛県もなぜそれ以降、南に作っていないのか。今の想定の中で必要ないという判断なのか。その辺わかんのですけど、ちょっと高知県が過敏なのかなという気がするんです。四万十市全域をと市民に言えばいうほど、原発怖いばかり先にいくんじゃないか。偏った感じでなく両方、原子力のこれまで言われている想定されている範囲がどういうものなのか、正確に伝えていく必要があるのかなと思う。

【答弁：地震防災課長】たしかにどこまでのエリアが危険な地域かというのは分からないところもある。かつては国の指針の中で50キロ圏内も危ないよと言ってきた経過もある。県としても50キロにかかるエリアに該当する、梶原、四万十市の一部ですが、そのエリアだけ定めていいものか議論もあって、かかった以上は四万十市として避難計画を定める必要があるのかなと。過酷な事故が50キロでとどまればいいが、福島事故でも100キロまでかかったと聞いているし、過酷な事故はどこまでのエリアまで及ぶかという危険性はゼロではないと聞きましたので、四万十市全域として定めるべきだなという考えを持ったところです。モニタリングポストについては、まずは防護措置の第一段階として最も有効性のある屋内退避ということ。それはプルームが通過する間のことで、通過したあとに空間放射線率がどれだけの量が残留しているのか。国と県がモニタリング調査班を組織し、プルームが通過したところの放射線率を、人が行って測ることになっている。その地点を測って、結果、シーベルトの基準値と照らし合わせてその地点が一時避難とか判断がでてくるという流れです。

【質疑：宮崎努委員】結局50m前後のところは人は住んでいないと思うが、その中で避難計画を作るとは悪いこととは思わない。ただこれを超えた災害というのは当然あるだろうし、あった場合のために作っておいた方がよいが、50を超えて60～80、四万十市は80キロのところ、そこまでの災害対策になった時、四万十市だけの問題ではないけれど、宿毛、黒潮とか、その判断を限界のところを示された時大混乱になる。50キロで考えると、四万十市だけが逃げてパニックになる可能性がある。国はこういう基準を定めてますとかというのも合わせて、パニック防止の側面から啓蒙活動をしていくのも防災の局面かなと思う。

【答弁：地震防災課長】県の考えはとりあえず50キロ圏にかかる四万十市、梶原に先人を切ってもらいたい。その周辺の市町村についても、今からは避難計画をたてるということで順次お願いしたいという基本的なものは持っている。宿毛市の方が四万十市市街地よりは近い訳ですので思いはもってもらわんといかんとする気持ちです。

【質疑：谷田道子委員】今回の計画は原子力災害の計画ですが、防災の基本は最悪の事態を想定して最小の被害に抑える。原子力災害とともに地震もくる複合災害、そういうことも想定して避難計画というのは考えんといかんとする。屋内退避というのは原子力災害では有効だが、地震が起こった場合は危ないですね。複合災害についてはどのように考えていくのか。最悪の想定をしていかないといかんとする。

記 録

【答弁：地震防災課長】おっしゃるとおりだが、どこまで考えるか難しいところがある。道路が崩落したら安定ヨウ素も持っていけない言われたらそのとおりです。ここまでなるとどう答えていいかわからない。屋内退避については一応耐震化を図っているので建物は安全という見方はしている。

【質疑：上岡正委員】福島事故は格納庫は爆発しなかった。もし爆発していたら、福島の市外に避難した人口ではとても済まなかった。規模は3000万人以上になるという話もあった。世界一厳しいと言われる規制委員会も、元職員も間違っていたとかいろいろなことが出てきている。基本計画を十二分に最大限を予想して作るべき。その中で事故が起きた時、そこでの対策本部、国、県、四電。うちの方の基準の中では県の指示を仰ぐとなっている。対策本部には高知県は入らんとする。愛媛県が入るとする。高知県にどのように流れてくるのか。

各種訓練をしなくてはならない。屋内に入る訓練はしよと思う。大きな事故を想定して訓練をする予定はあるのか。同じ内容の梶原町の矢野町長は訓練を繰り返すと報道されているがうちは遅れている。訓練はするのか。訓練先を県との協議というけど、四万十町まで避難せんといかんとすると、県も混乱すると思う。避難計画書は県に頼っているわけで、避難訓練するといっても、避難先はどこにしたらいいのか。

【答弁：地震防災課長】第1点目の県の災害対策本部が協議会には入らないのか、どうなのかという事ですが、現場にできる、原子力災害合同対策協議会が設置された時は、協議会が設置された時点で県の職員もこちらの方に行くと言っていたと思う。現地にも誰かを派遣するという形です。

【質疑：上岡正委員】派遣するかもしれないが、愛媛県の主導メンバーは愛媛県と思う。発言権はないと思う。おそらく愛媛県から高知県に連絡がきて、四万十市に言うてくる。遅れるのでそのことを心配している。分からなかったらそれでいいので、次、いってください。

【答弁：地震防災課長】訓練の実施は、大西議員にも質問されていた件で、いつするのかということで、早いにこしたことはない。29年度には実施したいと答弁した。訓練の内容はこの計画に沿った訓練内容にせんといかんですが、今具体的なものは持っていないが、情報伝達訓練の初動対応に重点をおいた訓練、屋内退避、一時移転といった避難訓練、安定ヨウ素剤の配付訓練などになるのではないかと。訓練のエリアについては、四万十市全域を定めている以上市外に逃げることを想定した訓練もやらなくてはならないと思っているが、大掛かりとなるので、まずは50キロ圏の西土佐地域のエリアから中村地域の方に逃げてくる訓練をとりあえずはやって、その中で検証していきたい。将来的には市外への避難ということ視野にいれてやっていかなければならない。

【質疑：上岡正委員】大西議員の12月議会の一般質問で、いつまでに避難計画を定める予定かという中で、できれば春先に向けて先にしたいので計画するといって、6月の今発表となった。地震防災課がありながら、梶原町より後になったのは心外。こういう答弁をしておいて遅くなって四万十市より梶原が先にやって高知新聞でわかった。できた内容は全く一緒。規模が違うけど遅くなったのが不服。答弁は知らない。

【質疑：宮本博行委員長】ブルームの通過というのは、どういう風な情報伝達で来るか、来んかを把握するのか。たとえば風向、風速で違ってくるし、場合によつたら来ないかもしれないし。

【答弁：地震防災課長】情報連絡体制のことになってこようと思うが、事故が起きた場合は四国電力から国へ、県、市となってくる訳だが、情報伝達の内容をいかに早く住民に知らせる体制の整備を考えていかなければならない。

【質疑：宮本博行委員長】事前に具体的に県、四電と連絡をとって、こんな時はどうすると詰めて

記 録

おかないと、いざという時は間に合わないと思う。想定の中かで協議すべきだと思う。それと、安定ヨウ素剤の配付とか来年度予算につけて購入するということだが、たとえば、30キロ圏内だったら国の補助の対象になるとか予算措置の関係で不利益なところはないですか。

【答弁：地震防災課長】安定ヨウ素剤の購入については補助はないと聞いている。基本的にUPZ外、我々の地域ですが、安定ヨウ素剤は備蓄する義務はないが、国の方で安定ヨウ素剤は備蓄しておいて、有事の際には国から配付するという形にされているが、いざそういうことを待っていては間に合わないというのが前提にあるので、避難計画を定めた以上は、県、市で持つべきであろうと基本にはある。県も同様に県が持っていたのでは基本的に間に合わないの、梶原、四万十市それぞれに持ってくださいというのが県の考えで、県の補助もないので各自予算措置必要である。

【質疑：宮本博行委員長】国の政策で原子力を動かすのだから、リスクも含めて想定外もある訳で、県を通じてでも、国に言うていくべきだと思う。そういう働きかけはぜひしていただきたい。

【答弁：地震防災課長】私も今の意見はごもっともだと思うので協議の中かで要望もしていきたい。

●「管内視察について」

- ・管内視察については、7/19。①三ツ又の県道災害現場。②八束防災拠点基地整備。③藤ノ川ヘリポートの視察に決定。終了後執行部との懇親会も行う。(県の職員にも声をかける。)
- 懇親会の場所は、正副委員長と事務局に一任。

●「行政視察について」

- ・視察先：福井県坂井市と滋賀県野洲市で調整をする。
- ・日程は8/1～4か、8/8～11で事務局が相手方に連絡し調整する。

委員長報告は正副委員長に一任で終了。